

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2022年度)

様式

作成日 2022/9/12

最終更新日 2022/9/12

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2022/9/12
国立大学法人名		国立大学法人福島大学
法人の長の氏名		三浦浩喜
問い合わせ先		学長室 (TEL:024-548-5224, E-mail:yakuin@adb.fukushima-u.ac.jp)
URL		https://www.fukushima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 ○国立大学法人ガバナンス・コードすべての項目の適合状況及び公表内容の説明を受け、確認を行った。確認スケジュールを、第116回経営協議会（令和4年6月7日開催）において確認し、その後、経営協議会委員からの意見聴取を2度行い、第118回経営協議会（令和4年9月6日開催）において審議了承を経た。 【総評】 ○福島大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。 ○一部の対応していない項目については、今後学内審議等を経て対応を検討するものもあることから、検討の推移を次年度改めて確認することとした。
監事による確認		【確認の方法】 ○国立大学ガバナンス・コードすべての項目の適合状況の説明を受け、その内容が確認された。また、この適合状況及び公表内容の確認は、学内会議や経営協議会での審議を経る等、適切な方法により確認が行われていることが確認された。 【総評】 ○福島大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。 ○一部の対応していない項目については、今後学内審議等を経て対応を検討するものもあることから、検討の推移を次年度改めて確認することとした。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		ガバナンス・コード 【原則３－４－２ 監事候補者の選考】 監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が直接任命することとされているが、その任命に当たっては、各国立大学法人における監事候補者の選考を尊重している。このため、国立大学法人は、常勤監事や学外監事の必置を定めた法の趣旨を踏まえ、監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、適切なプロセスによって選考を行うべきである。
		（対応状況の詳細） ○ 監事選考は、学外者を含む監事選考会議により行われている。 ○ 監事選考委員会会議は、監事の選考に当たっては、「学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック 機能の確保について(大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議 審議まとめ)（平成３１年３月３１日）」において提言されている監事の役割を確認した上で、「求められる人材像」を定め適切なプロセスによって選考を行っている。 ○ 本学は、常勤監事を設置していない。
		（今後の対応策） ○ 今後は、国立大学法人法付則（令和三年五月二日法律第四一号）第二条（監事に関する経過措置）に基づき、現在の監事の任期が満了するまでの間に、常勤監事の設置体制を整える。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		○本学は、基本理念である「地域と共に21世紀的課題に立ち向かう大学」を踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を明文化した大学改革プランである「福島大学ミッション2030」を策定している。プランでは学長の考える、人口減少・少子高齢化時代における地方の「新しい社会づくり」実現・モデル化にあたっての福島大学のあり方等を公表している。 ・福島大学ミッション2030（新学長プラン） https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/11/2030.pdf ○第4期中期目標計画期間においては、中期計画により国立大学法人の目標に対する計画を定めた。また、期間中における各中期目標・計画の進捗状況を把握・確認するため、短期的な戦略や活動内容を運営計画により定め、計画的に確認することにより、第4期中期目標計画を達成するための仕組みを設けた。 ・中期目標・中期計画・年度計画 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html ・国立大学法人福島大学運営計画規程 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000502.html ○社会要請の把握として、令和4年度から「福島大学パートナー会議」を設置し、学生や地方公共団体等、特定の分野の者を「福島大学パートナー」として任命し、特定の課題に対する意見を随時聴取する全学的仕組みを構築した。 ・国立大学法人福島大学におけるステークホルダーからの意見聴取等に関する規程 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000501.html
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		○第3期中期目標計画期間については、業務実績報告書により、毎年度の目標・戦略の結果（進捗状況も含む）を公開している。また、第4期中期目標計画期間については、運営計画により、毎年度の計画の実施状況を確認し、本学の目標・戦略の見直しへ反映することのできる仕組みを構築している。 ・業務実績報告書 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html ・運営計画（第4期中期目標計画期間） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html
補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		○本学では、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり定めるとともに、webサイト上にそれぞれについて公表している。 ○学長については、国立大学法人福島大学運営組織に関する規則第2条第2項の規定において、「学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、本学が設置する福島大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統括する」と定めている。また、監事、理事、副学長、学長特別補佐、副学長補佐についても、同規則により設置が明記されている。 ・国立大学法人福島大学運営組織に関する規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000003.html ○理事については、国立大学法人福島大学理事に関する規則第2条第1項の規定において、「理事は、国立大学法人福島大学長を補佐して本学の業務を掌理する」と定めている。 ○副学長については、国立大学法人福島大学副学長に関する規則第2条第1項の規定において、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。

		○これらの規定に基づき、国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ第2条第1項にて理事等の職務、第3条第1項にて理事等の部局長の兼務について定めている。 ・国立大学法人福島大学理事に関する規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000071.html ・国立大学法人福島大学副学長に関する規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000072.html ・国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG000000310.html ○学長特別補佐については、国立大学法人福島大学学長特別補佐に関する規程第2条第1項の規定において、「学長特別補佐は、学長を補佐し、学長の命を受け、特定の事項について企画・立案及び連絡調整を行う」と定めている。 ・国立大学法人福島大学学長特別補佐に関する規程 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000074.html ○国立大学法人福島大学運営組織に関する規則において、大学運営の重要事項を決定する機関として役員会を（第6条）、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を（第7条）、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会（第8条）をそれぞれ設置することを定めている。 ○また、上記の機関について、国立大学法人福島大学役員会規則、国立大学法人福島大学経営協議会規則、国立大学法人福島大学教育研究評議会にて、それぞれの設置、組織及び審議事項を定めている。 ・国立大学法人福島大学役員会規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000004.html ・国立大学法人福島大学経営協議会規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000005.html ・国立大学法人福島大学教育研究評議会規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000006.html
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		○第4期中期計画の「X その他」の「2. 人事に関する計画」に、以下のとおり、総合的な人事方針を明示している。 ・第4期中期計画 https://www.fukushima-u.ac.jp/dai4kikeikaku_4.pdf
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		○自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及びその支出を賄える収入源の見通しを含めた中期的な財務計画について、第4期中期計画において以下のとおり公表している。 ・第4期中期目標・計画一覧 第4期（令和4年度～令和9年度）の予算（人件費見積もりを含む）、収支計画、資金計画を公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/dai4kimokuyoukeikaku_4.pdf
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		○教育研究の費用及び成果については、事業年度ごとに財務諸表のほか、決算概要及び財務レポートを公表しており、財務レポートでは、財務諸表の概要、財務状況の推移、大学の将来ビジョン、運営体制、大学全体のトピックス、各学類の教育研究の成果・実績、セグメント情報、基金情報などを分かりやすく公表している。 ・財務に関する情報一覧 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/finance.html ・財務レポート https://www.fukushima-u.ac.jp/zaimu2021.pdf

補充原則 1－4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針	更新あり	○本学では、「国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」について公表している。 ○方針の中では、「福島大学は、そのミッションの実現と目標達成や持続可能な大学への転換を見据え、経営及び教学運営に必要な能力を備える人材を長期的・多角的な視野に立って、計画的に確保・育成する」こととしている。 ・「国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」 https://www.fukushima-u.ac.jp/trainingpolicy.pdf
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		○国立大学法人福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ第2条第1項において、理事・副学長及び副学長がそれぞれ所掌する職務（総務・研究・地域連携、財務・財務戦略・施設・基金、経営マネジメント、エンゲージメント、教育・学生、広報・入試・就職・グローバル化、学術情報・大学間連携）を明示している。 ○これらの理事・副学長及び副学長を補佐する者として、国立大学法人福島大学運営組織に関する規則第4条第3項では、副学長補佐について明記しており、国立大学法人福島大学副学長補佐に関する規程第2条第1項において、「副学長補佐は、担当副学長の命を受け、特定の事項について企画・立案及び連絡調整等を行う」と定めている。 学長特別補佐、副学長補佐への登用や、学類長経験者が直接会議等を通じて学ぶ機会を設けることにより、法人経営の一端を担う人材の育成を実施している。 ・国立大学法人福島大学副学長補佐に関する規程 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000075.html
原則 2－2－1 役員会の議事録		○国立大学法人福島大学役員会規則に基づき、役員会は大学運営に係る重要事項として次の事項を議決している。 （１）中期目標についての意見及び年度計画に関する事項 （２）国立大学法人法により文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項 （３）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 （４）大学、学群、学類、学系、機構その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 （５）その他役員会が定める重要事項 ○役員会は、隔週で開催するとともに、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催することにより、意思決定が的確に行われるようにしている。また、学長は役員会の下に特別対策室を設けることができ、特定課題についての調整及び実施を円滑に進められるようにしている。 ○役員間における事前の討議のため、役員会開催の同日に役員間の懇談の場（役員懇談会）を設けており、役員及び副学長、事務職員が役員会のみならず大学全般の教学・経営に関する事項について意見交換を行っている。 ○役員会の議事要録については、本学webサイトにて公表している。 ・役員会議事要録 http://www.fukushima-u.ac.jp/university/disclosure/committee/
原則 2－3－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	○令和3年度に「国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を公表しており、学外理事（非常勤）の選考方針については、「複眼的視点からの意見を大学の運営に反映させるため、多様な分野における豊富な知識や経験を有する者を積極的に登用する。国立大学法人の役割や福島大学の基本理念である「地域と共に21世紀的課題に立ち向かう大学」を実現するため大学に関し広くかつ高い見識を有し、高等教育機関または企業等の経営に精通する者の中から、ダイバーシティや地域性等を考慮し選考する」と明示している。 ・国立大学法人福島大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針 https://www.fukushima-u.ac.jp/trainingpolicy.pdf

補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	○本学では、経営協議会の学外委員の選任にあたって、「国立大学法人福島大学経営協議会の学外委員の選考方針について」を公表している。 ・国立大学法人福島大学経営協議会学外委員に関する規程 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000076.html ・国立大学法人福島大学経営協議会の学外委員の選考方針について https://www.fukushima-u.ac.jp/selectionpolicy.pdf
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		○「国立大学法人福島大学学長選考規則」により、学長選考・監察会議は、同会議があらかじめ定めた求められる学長像による審査結果、学長候補適任者による所信、「国立大学法人福島大学学長選考実施規程」による質問会での回答内容及び意向投票の結果等を参考に、学長候補者を決定することとなっている。 なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、プレスリリース及び記者会見、ホームページ等を通じて広く公表している。 ・国立大学法人福島大学に求められる学長像（学長選考会議） https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2019/05/gakutyouzou.pdf ・直近（令和元年度）次期学長候補者の決定に係るプレスリリース https://www.fukushima-u.ac.jp/news/Files/2019/11/191115-2.pdf
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		○「国立大学法人福島大学学長の任期を定める規則」により、学長の任期は4年とすること、再任は妨げないこと、ただし、引き続き6年を超えて在任することはできないことを規定し、ホームページにおいて公表している。 なお、当該規則は「福島大学における規則等の制定に関する取扱規則」により、「学長選考・監察会議の議を経て、学長が定めるもの」と規定されており、現行の任期は学長選考・監察会議での検討に基づき設定され、その理由についてもホームページにおいて公表している。 ・国立大学法人福島大学学長の任期を定める規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000069.html ・国立大学法人学長選考規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000067.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		○「国立大学法人福島大学学長解任規則」により、学長解任の審査をするに当たっての要件を定め、学長解任の審査請求があったときは、学長選考・監察会議が学長解任の審査を行い、結果を公表することを定めている。なお、本規則は本学ホームページにおいて公表している。 ・国立大学法人福島大学学長解任規則 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_honbun/u306RG00000070.html
補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		○「学長の業務執行状況の確認に基づく中間評価に関する申合せ」に基づく中間評価を、任期の中間が終了した年度の翌年度の6月から8月末日までに行い、評価の結果を学長に通知するとともに、公表することとしている。 ・学長の業務執行状況の確認に基づく中間評価 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/overview/selection.html
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	○経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を大学ホームページにて公表している。 ・学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由について https://www.fukushima-u.ac.jp/university/overview/selection.html
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		該当無しのため記載無し

基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		○「国立大学法人福島大学業務方法書」により、内部統制に関する基本事項を定め、環境配慮、地域貢献、産学連携、産官民学連携・知的財産ポリシー、研究ポリシー、研究不正防止に対する取り組み、倫理規程、ハラスメント防止、男女共同参画、情報セキュリティポリシー、ソーシャルメディアポリシー、大学広報に関する基本方針、リスクマネジメントポリシー、グローバル化推進方針、協定締結一覧、教育研究費不正使用の防止に関する取り組み、多様な性・性的マイノリティに関する基本理念と対応ガイドラインについて、それぞれホームページにおいて公表している。 ○また、本学における研究活動の健全な発展のための取り組みとして、公正研究、ヒトを対象とする実験・調査研究、動物実験、遺伝子組換え実験、放射線・R I、利益相反マネジメント指針、安全保障輸出管理の学内規則等を定め、それぞれホームページにおいて公表している。 ■内部統制に係る基本事項 ・国立大学法人福島大学業務方法書 http://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2018/02/gyomu/ghouhousyo.pdf ・内部統制に係る取組の公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/ ■研究活動の健全な発展のための取組の公表ページ ・研究・産学連携 http://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/index.html ■詳細な公表がされている事項等 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、本学における公正な研究の推進のため、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、本学の責任、運用体制、基本方針、規則、通報窓口等を掲載している。 http://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/004_kenkyukatsudo/004_1_koseikenkyu/index.html ○本学の情報システムの管理運用体制や情報セキュリティ対策に関する事項を「国立大学法人福島大学情報システム運用基本方針」、「国立大学法人福島大学情報システム運用基本規則」において定め、これらを「情報セキュリティポリシー」として、本学が保有する情報の保護及び活用並びに適切な情報セキュリティ対策を図るための運用体制を公表している。 また、「国立大学法人情報システム運用基本規則第10条の2」に基づき、本学において発生した情報セキュリティインシデントに対処するために設置されている福島大学CSIRTの運用体制についても本学公式HP上で公表している。 ・情報セキュリティポリシーの公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/security.html
--	--	--

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	○「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「国立大学法人法」などに基づき、ホームページにおいて、組織に関する情報、財務に関する情報、業務に関する情報（中期目標・計画等）、評価及び監査に関する情報、教育情報、評価活動等を公表しているほか、保有する法人文書の公開に対応している。 ■法令公表事項・情報公開 法令に基づき以下の情報を公表し、また、情報公開制度に基づく法人文書の公開に対応している。 ・組織等に関する各種情報の公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/ ・情報公開制度に関する公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/disclosure/disclosure/ ○本学の教育情報の公表については「学校教育法施行規則」に基づく教育研究活動の公表に加えて、本学の特色ある取り組みをはじめ、様々な情報をわかりやすく公表する観点から以下の情報の公表等を行っている。 ・教育情報の公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/education.html ・毎月開催の定例記者会見の公表ページ http://www.fukushima-u.ac.jp/press/ ■様々な情報をわかりやすく公開する観点における公表事項 ・教育研究業績管理システム：本学研究者（教員）の業績をデータベースに蓄積し、情報を効率的に多目的活用することを目的に、研究に関わる業績（論文、著書、特許等）をホームページで公表している。 https://search.adb.fukushima-u.ac.jp/scripts/websearch/index.htm ・研究シーズ集：これまで培ってきた研究成果や技術を生かし、企業や地域・自治体との連携・取り組みに広く活用してもらうことを目的に、本学における研究内容等をホームページで公開している。 http://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/fukushimauniversity_seeds.html ・研究・地域連携成果報告会の開催：本学の研究活動や地域連携活動の成果を、産業界、自治体、市民等へ広く発信するとともに、相互の意見交換の場を設けることによって地域イノベーション創出を一層推進することを目的に年1回福島県内において開催している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/news/2020/10/008622.html ・その他研究関連の公表情報：研究組織体制、研究ポリシー、産官民学連携・知的財産ポリシー、取り組んでいるプロジェクト研究、基金を活用した「研究推進事業」、学内における「学内競争的研究資金」制度の実施・採択状況、研究活動における各種取組内容（研究倫理、ヒトを対象とする実験等、動物実験、遺伝子組換え実験、放射性同位元素等の取扱い、安全保障輸出管理等）、関係規程等をホームページで公開している。 http://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/index.html ・本学で実施している様々な地域貢献活動について、その内容を本学のホームページで公開している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/contribution.html ・地域貢献活動の一環として、企業、自治体等と行う産官民学連携事業や地域住民への生涯学習支援活動等について公開している。 http://www.cera.fukushima-u.ac.jp/ ・教員がそれぞれの研究テーマをもとに開講する「公開講座」や受講者の学習ニーズに応えるとともに、大学生と一緒に学ぶ「公開授業」、教員を地域の講演会などに派遣する「出前講座」等、地域住民を対象とした生涯学習機会提供の概要や申込方法を本学のホームページで公開している。 http://www.ill.fukushima-u.ac.jp/
---	--

		・ 本学が加盟しているアカデミア・コンソーシアムふくしま（福島県の高等教育機関が、それぞれの特徴をもとに、若者たちに豊かな教育機会を提供していくための連携組織）の活動内容（高校生を対象とした進路セミナーや出前講座の案内、研究者を対象とした事業、企業に学生のキャリア形成の相談役になっていただくキャリアサポーター制度の概要等）を、教員や企業、一般の方に向けて公開している。 http://acfukushima.net/ ・ 東日本大震災発生後に設立したうつくしまふくしま未来支援センターが取り組んできた、避難者・被災者へのボランティア支援や各地での放射線量計測、農畜産物の実害調査等、福島県や市町村、各種団体、NPO等との連携した活動等、様々な復興支援活動を公開している。 https://fure.net.fukushima-u.ac.jp/report ・ 令和4年度から、社会貢献体制を担ってきた「地域創造支援センター」と「うつくしまふくしま未来支援センター」を統合し、「地域未来デザインセンター」を設置した。現在、ホームページを準備中であり、完成次第、地域貢献活動について公開する。
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学の最新の情報は、公式webサイトのニュース&トピックスやプレスリリースにおいて、恒常的な情報については、公式webサイトや各種刊行物において公表するなど、情報の内容によって最適な方法での公表に努めている。 また、公式webサイトでは、カテゴリー別（大学紹介、学類・大学院、学内施設、入試情報、学生生活、研究情報、進路・就職、国際交流）にページを作成しており、進路・就職のページでは、ターゲット別（在学生、企業・団体、卒業生、保護者）にページを整理しており、アクセシビリティの高い情報提供に努めている。 加えて、令和元年度より、福島大学の同窓会（卒業生）、各学類後援会（保護者）、学生、教職員等を統括する組織「福島大学校友会（愛称：福島大学ファミリー会）」を発足し、校友会広報誌においても様々な取り組みを公表している。 また、令和3年度からは現在留学生に対応した英語版大学webサイトを公表している。 福島大学HP http://www.fukushima-u.ac.jp/ 福島大学HP（英語版） http://english.adb.fukushima-u.ac.jp/ ニュース一覧 https://www.fukushima-u.ac.jp/news/newstopix/news/ プレスリリース一覧 https://www.fukushima-u.ac.jp/news/newstopix/press-release/ 進路・就職一覧 http://syushoku.adb.fukushima-u.ac.jp/

補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠】 ○福島大学の教育目標、各学類・研究科の学位授与方針 福島大学は、「自ら学び、主体的な人生設計と職業選択を行うことのできる自立した人間」、「地域および世界の「21 世紀的課題」を自分事として捉え、複雑かつ困難な課題に果敢に挑戦する人材」の育成等を教育目標に掲げ、又は、全学カリキュラムポリシー、及び福島大学のアドミッションポリシーを定めている。そして、各学類・研究科においてもこれら方針に基づき、学位授与の方針（ディプロマポリシー）が定められており、学位取得時に取得できる能力、職業の知識等を把握している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/undergraduate/policy/undergraduate.html 【学生の満足度】 ○教育改善のための学生アンケート（分野別の授業満足度） 本学では、平成15年度から授業アンケート（前期・後期）を実施し、その結果を毎年度「福島大学FD報告書」に取り纏めてホームページで公表している。授業に係る学生の総合満足度は5段階評価で平均3.75以上となっている。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/fd.html 【就職先からの評価】 ○学類卒業生・大学院修了生・就職先調査報告書（3年毎） 教育推進機構高等教育企画室では、3年に一度「福島大学卒業生・修了生・就職先調査」を行い、その結果を報告書に取り纏め、ホームページで公表している。平成28～30年度の調査では、就職先企業等から本学生に対する高い評価の声を得ている。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/fd.html 【その他の情報】 ○取得可能な資格 本学では教員免許状をはじめ、各学類の教育分野の特性を踏まえた多様な資格を取得することが可能である。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/know/qualification.html ○卒業率、教員免許取得者数、学位授与状況 本学の卒業生は毎年約1,000名、卒業率は毎年85%以上となっており、教員免許状は毎年延べ500名以上、博士・修士・専門職学位の授与者は毎年約100名を輩出している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/c1-07.pdf https://www.fukushima-u.ac.jp/c1-08.pdf https://www.fukushima-u.ac.jp/gakui.pdf ○卒業生進路情報 平成18年度以降の進路状況をホームページで公表しており、毎年、就職希望者の96%以上が就職先を決定している。平成23年度からは進路先一覧も掲載することで、在学生の進路決定の資料として役立てている。 http://syushoku.adb.fukushima-u.ac.jp/support/post-1.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 （組織に関する情報） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/organization.html （財務に関する情報） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/finance.html （業務に関する情報（中期目標・計画等）） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html （評価及び監査に関する情報） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/evaluation.html